

八代市議会 6 月定例会議案

(令和 7 年 6 月 2 日招集)

目 次

- 議案第 4 2 号 令和 7 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 4 3 号 令和 7 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 4 4 号 令和 7 年度八代市水道事業会計補正予算
- 議案第 4 5 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 4 6 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 4 7 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 4 8 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 4 9 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 0 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 5 2 号 契約の締結について
- 議案第 5 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 4 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 5 5 号 町区域の変更について
- 議案第 5 6 号 八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第 5 7 号 八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 5 8 号 八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 議案第 5 9 号 八代市市税条例の一部改正について
- 議案第 6 0 号 八代市下水道条例等の一部改正について
- 議案第 6 1 号 八代市立幼稚園条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月26日
八代市長 中村 博生

記

令和6年度八代市一般会計補正予算（第15号）

令和 6 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 15 号)

専決第2号

令和6年度八代市一般会計補正予算（第15号）

令和6年度八代市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,420,395千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,247,295千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月26日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			14,191,397	46,215	14,237,612
		2 国庫補助金	4,687,929	46,215	4,734,144
16 県支出金			7,947,235	1,374,180	9,321,415
		2 県補助金	4,042,475	1,374,180	5,416,655
補正されなかった款に係る額			54,688,268	0	54,688,268
歳入合計			76,826,900	1,420,395	78,247,295

(単位：千円)

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費			28,716,079	46,215	28,762,294
		1 社会福祉費	14,711,081	46,215	14,757,296
5 農林水産業費			5,043,886	1,374,180	6,418,066
		1 農業費	4,506,916	1,374,180	5,881,096
補正されなかった款に係る額			43,066,935	0	43,066,935
歳出合計			76,826,900	1,420,395	78,247,295

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

追加	款	項	事業名	金額
3 民生費		1 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等交付金事業	46,215
5 農林水産業費		1 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	1,374,180

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,719,125	0	15,719,125
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	17,427,903	0	17,427,903
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	14,191,397	46,215	14,237,612
16 県支出金	7,947,235	1,374,180	9,321,415
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	3,532,775	0	3,532,775
19 繰入金	1,589,748	0	1,589,748
20 繰越金	1,663,028	0	1,663,028
21 諸収入	1,350,215	0	1,350,215
22 市債	7,296,400	0	7,296,400
歳入合計	76,826,900	1,420,395	78,247,295

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	366,790	0	366,790	0	0	0	0
2 総務費	9,541,754	0	9,541,754	0	0	0	0
3 民生費	28,716,079	46,215	28,762,294	46,215	0	0	0
4 衛生費	5,376,998	0	5,376,998	0	0	0	0
5 農林水産業費	5,043,886	1,374,180	6,418,066	1,374,180	0	0	0
6 商工費	2,290,559	0	2,290,559	0	0	0	0
7 土木費	6,188,354	0	6,188,354	0	0	0	0
8 消防費	3,046,297	0	3,046,297	0	0	0	0
9 教育費	6,041,277	0	6,041,277	0	0	0	0
10 災害復旧費	965,358	0	965,358	0	0	0	0
11 公債費	7,400,217	0	7,400,217	0	0	0	0
12 諸支出金	1,829,331	0	1,829,331	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	76,826,900	1,420,395	78,247,295	1,420,395	0	0	0

2. 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	462,157	46,215	508,372	1 社会福祉費補助金	46,215	地域介護・福祉空間整備等交付金(10/10)
計	4,687,929	46,215	4,734,144			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	2,510,126	1,374,180	3,884,306	1 農業費補助金	1,374,180	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金(10/10)
計	4,042,475	1,374,180	5,416,655			

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	7,021,503	46,215	7,067,718	46,215	0	0	0	18 負担金補助及び交付金	46,215	地域介護・福祉空間整備等交付金事業
計	14,711,081	46,215	14,757,296	46,215	0	0	0			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	1,885,195	1,374,180	3,259,375	1,374,180	0	0	0	18 負担金補助及び交付金	1,374,180	新基本計画実装・農業構造転換支援事業
計	4,506,916	1,374,180	5,881,096	1,374,180	0	0	0			

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月26日
八代市長 中村 博生

記

令和6年度八代市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和 6 年度

八代市下水道事業会計補正予算書

(第 3 号)

専決第 3 号

令和 6 年度 八代市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度八代市下水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度八代市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正す。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		支	出	
第 1 款 下水道事業費用	3, 3 9 5, 7 6 1 千円	1 0, 5 3 1 千円	3, 4 0 6, 2 9 2 千円	
第 2 項 営業外費用	2 6 9, 9 7 4 千円	1 8 7 千円	2 7 0, 1 6 1 千円	
第 3 項 特別損失	2, 8 7 7 千円	1 0, 3 4 4 千円	1 3, 2 2 1 千円	

令和 7 年 3 月 2 6 日 専決

八代市長 中 村 博 生

下水道事業会計補正予算に関する説明書

令和6年度 八代市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			3,395,761	10,531	3,406,292	
	2. 営業外費用		269,974	187	270,161	
		2. 雑 支 出	1	187	188	
	3. 特別損失		2,877	10,344	13,221	
		2. 過年度損益修正損	1,000	10,344	11,344	

令和6年度 八代市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	390,012
減価償却費	1,980,710
貸倒引当金の減少額	△ 222
賞与引当金の増加額	1,149
法定福利費引当金の増加額	316
長期前受金戻入額	△ 1,266,680
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	269,973
固定資産除却費	3,829
未収金の減少額	13,075
未払金の増加額	47,454
前払金の増減額	0
預り金の増減額	0
特定収入仮払消費税に係る調整額	△ 121,736
小計	1,317,879
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 269,973
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,047,907

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,264,002
無形固定資産の取得による支出	21,627
国庫補助金等による収入	488,905
受益者負担金及び分担金による収入	64,791
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	354,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 334,397

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,172,500
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,777,573
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 605,073

IV 資金増加額(△は減少額)	108,437
V 資金期首残高	389,094
VI 資金期末残高	497,531

令和6年度 八代市下水道事業予定貸借対照表

(令 和 7 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

	千円	千円	千円	千円
(1) 有形固定資産				
イ. 土地		1,026,743		
ロ. 建物	2,008,906			
減価償却累計額	<u>△ 525,369</u>	1,483,537		
ハ. 構築物	55,674,962			
減価償却累計額	<u>△ 13,650,295</u>	42,024,667		
ニ. 機械及び装置	7,290,848			
減価償却累計額	<u>△ 3,225,343</u>	4,065,505		
ホ. 車両運搬具	4,378			
減価償却累計額	<u>△ 4,107</u>	271		
ヘ. 工具器具及び備品	18,336			
減価償却累計額	<u>△ 12,920</u>	5,416		
ト. 建設仮勘定		<u>399,965</u>		
有形固定資産合計			49,006,104	
(2) 無形固定資産				
イ. 施設利用権		<u>761,329</u>		
無形固定資産合計			761,329	
固定資産合計				49,767,433

2. 流動資産

(1) 現金預金		497,531	
(2) 未収金	217,286		
貸倒引当金	<u>△ 8,350</u>	208,936	
(3) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>706,467</u>
資産合計			<u>50,473,900</u>

負債の部**3. 固定負債**

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		19,907,398	
ロ. その他の企業債		0	
固定負債合計			19,907,398

4. 流動負債

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,709,906	
ロ. その他の企業債		112	
(2) 未払金		160,959	
(3) 前受金		3	
(4) 預り金		34	
(5) 引当金			
イ. 賞与引当金	9,309		
ロ. 法定福利費引当金	<u>1,939</u>		
引当金合計		<u>11,248</u>	
流動負債合計			1,882,262

5. 繰延収益

長期前受金	33,963,982		
長期前受金収益化累計額	<u>△ 11,531,761</u>	22,432,221	
繰延収益合計			<u>22,432,221</u>
負債合計			<u>44,221,881</u>

資本の部

6. 資本金

(1) 自己資本金			4,653,440
-----------	--	--	-----------

7. 剰余金

(1) 資本剰余金		840,761	
(2) 利益剰余金			
イ. 当年度未処分利益剰余金	<u>757,818</u>		
利益剰余金合計		<u>757,818</u>	
剰余金合計			<u>1,598,579</u>
資本合計			<u>6,252,019</u>
負債資本合計			<u><u>50,473,900</u></u>

收 益 的 支 出

支 出

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 2. 営業外費用

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 雑 支 出	千円 1	千円 187	千円 188	雑 支 出	千円 187	延滞税 187
計	269,974	187	270,161			

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 3. 特別損失

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 過 年 度 損 益 損 修 正 損	千円 1,000	千円 10,344	千円 11,344	過 年 度 損 益 損 修 正 損	千円 10,344	消費税及び地方消費税 10,344
計	2,877	10,344	13,221			

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日
八代市長 中村 博生

記

令和6年度八代市一般会計補正予算（第16号）

令和 6 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 16 号)

専決第4号

令和6年度八代市一般会計補正予算(第16号)

令和6年度八代市の一般会計補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

八代市長 中村博生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 環境性能割交付金		71,000	△7,985	63,015
	1 環境性能割交付金	71,000	△7,985	63,015
15 国庫支出金		14,237,612	△24,115	14,213,497
	2 国庫補助金	4,734,144	△24,115	4,710,029
22 市債		7,296,400	32,100	7,328,500
	1 市債	7,296,400	32,100	7,328,500
補正されなかった款に係る額		56,642,283	0	56,642,283
歳 入 合 計		78,247,295	0	78,247,295

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		9,541,754	85,400	9,627,154
	1 総務管理費	8,347,349	85,400	8,432,749
12 諸支出金		1,829,331	△85,400	1,743,931
	1 基金費	1,829,331	△85,400	1,743,931
補正されなかった款に係る額		66,876,210	0	66,876,210
歳 出 合 計		78,247,295	0	78,247,295

第2表 繰越明許費補正

1 追 加		(単位：千円)	
款	項	事 業 名	金 額
5 農林水産業費	1 農業費	排水機場維持管理事業	3,080

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティーセンター施設整備事業	19,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	21,500	補正前に同じ		
児童福祉施設整備事業	53,700				54,100			
衛生処理センター解体事業	131,800				156,500			
港湾整備事業	216,000				220,500			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	15,719,125	0	15,719,125
2 地方譲与税	681,000	0	681,000
3 利子割交付金	3,000	0	3,000
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0	42,000
6 法人事業税交付金	234,000	0	234,000
7 地方消費税交付金	3,154,000	0	3,154,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0	8,100
9 環境性能割交付金	71,000	△7,985	63,015
10 地方特例交付金	705,000	0	705,000
11 地方交付税	17,427,903	0	17,427,903
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0	14,568
13 分担金及び負担金	281,596	0	281,596
14 使用料及び手数料	764,872	0	764,872
15 国庫支出金	14,237,612	△24,115	14,213,497
16 県支出金	9,321,415	0	9,321,415
17 財産収入	88,938	0	88,938
18 寄附金	3,532,775	0	3,532,775
19 繰入金	1,589,748	0	1,589,748
20 繰越金	1,663,028	0	1,663,028
21 諸収入	1,350,215	0	1,350,215
22 市債	7,296,400	32,100	7,328,500
歳入合計	78,247,295	0	78,247,295

1. 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	366,790	0	366,790	0	0	0	0
2 総務費	9,541,754	85,400	9,627,154	0	0	85,400	0
3 民生費	28,762,294	0	28,762,294	0	0	0	0
4 衛生費	5,376,998	0	5,376,998	0	0	0	0
5 農林水産業費	6,418,066	0	6,418,066	0	0	0	0
6 商工費	2,290,559	0	2,290,559	0	0	0	0
7 土木費	6,188,354	0	6,188,354	0	0	0	0
8 消防費	3,046,297	0	3,046,297	0	0	0	0
9 教育費	6,041,277	0	6,041,277	0	0	0	0
10 災害復旧費	965,358	0	965,358	0	0	0	0
11 公債費	7,400,217	0	7,400,217	0	0	0	0
12 諸支出金	1,829,331	△85,400	1,743,931	0	0	△85,400	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	78,247,295	0	78,247,295	0	0	0	0

2. 歳入

(款) 9 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	71,000	△7,985	63,015	1 環境性能割交付金	△7,985	
計	71,000	△7,985	63,015			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費国庫補助金	343,311	△24,115	319,196	2 生活環境費補助金	△24,115	衛生処理センター解体事業交付金(1/2)
計	4,734,144	△24,115	4,710,029			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務債	832,700	2,500	835,200	1 総務管理債	2,500	コミュニティセンター施設整備事業	
2 民生債	69,900	400	70,300	2 児童福祉債	400	私立保育所施設整備事業	
3 衛生債	884,500	24,700	909,200	2 生活環境債	24,700	衛生処理センター解体事業	
6 土木債	1,807,200	4,500	1,811,700	3 港湾債	4,500	八代港県営事業負担金 港湾施設改修事業	4,300 200
計	7,296,400	32,100	7,328,500				

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	4,524,222	85,400	4,609,622	0	0	85,400	0	7 報償費	77,600	ふるさと納税事業
								12 委託料	7,800	
計	8,347,349	85,400	8,432,749	0	0	85,400	0			

(款) 12 諸支出金

(項) 1 基金費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 ふるさと八代 元気づくり応 援基金費	1,612,668	△85,400	1,527,268	0	0	△85,400	0	24 積立金	△85,400	ふるさと八代元気づくり応援基金事業
計	1,829,331	△85,400	1,743,931	0	0	△85,400	0			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	46,384,340	46,218,129	6,952,400	4,029,566	49,140,963
(1) 総務	5,834,767	6,184,174	885,200	168,490	6,900,884
(2) 民生	496,271	514,889	70,300	43,120	542,069
(3) 衛生	7,811,997	7,425,586	909,200	779,163	7,555,623
(6) 土木	15,943,783	15,597,719	2,060,600	1,562,523	16,095,796
補正されなかった 区分にかかると額	37,581,481	35,823,305	1,196,300	3,058,452	33,961,153
合 計	83,965,821	82,041,434	8,148,700	7,088,018	83,102,116

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日
八代市長 中村 博生

記

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例（平成17年八代市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第4項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「市内」を「当該市内」に、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記

録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を削る。

附則第10条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこ

の本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条の規定
令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定
令和8年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八代市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の八代市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、八代市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 八代市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日
八代市長 中村 博生

記

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八代市国民健康保険税条例（平成17年八代市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の八代市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和7年6月2日提出
八代市長 中村博生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月28日
八代市長 中村 博生

記

令和7年度八代市一般会計補正予算（第1号）

令和 7 年 度

八代市一般会計補正予算書

(第 1 号)

専決第7号

令和7年度八代市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度八代市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 361,900千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,339,300千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年4月28日専決

八代市長 中 村 博 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		16,971,000	8,756	16,979,756
	1 地方交付税	16,971,000	8,756	16,979,756
16 県支出金		5,560,276	275,044	5,835,320
	2 県補助金	1,684,275	275,044	1,959,319
22 市債		11,729,400	78,100	11,807,500
	1 市債	11,729,400	78,100	11,807,500
補正されなかった款に係る額		42,716,724	0	42,716,724
歳 入 合 計		76,977,400	361,900	77,339,300

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 農林水産業費		2,874,844	361,900	3,236,744
	1 農業費	2,295,517	361,900	2,657,417
補正されなかった款に係る額		74,102,556	0	74,102,556
歳 出 合 計		76,977,400	361,900	77,339,300

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
5 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設突発事故復旧事業	345,400

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業	千円 73,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ	千円 151,200			補正前に同じ

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,722,924	0	16,722,924
2 地方譲与税	699,558	0	699,558
3 利子割交付金	7,200	0	7,200
4 配当割交付金	61,000	0	61,000
5 株式等譲渡所得割交付金	110,000	0	110,000
6 法人事業税交付金	295,000	0	295,000
7 地方消費税交付金	3,224,000	0	3,224,000
8 ゴルフ場利用税交付金	9,800	0	9,800
9 環境性能割交付金	71,000	0	71,000
10 地方特例交付金	114,800	0	114,800
11 地方交付税	16,971,000	8,756	16,979,756
12 交通安全対策特別交付金	13,373	0	13,373
13 分担金及び負担金	277,896	0	277,896
14 使用料及び手数料	845,864	0	845,864
15 国庫支出金	12,560,224	0	12,560,224
16 県支出金	5,560,276	275,044	5,835,320
17 財産収入	142,790	0	142,790
18 寄附金	3,045,300	0	3,045,300
19 繰入金	2,064,392	0	2,064,392
20 繰越金	1,100,000	0	1,100,000
21 諸収入	1,351,603	0	1,351,603
22 市債	11,729,400	78,100	11,807,500
歳入合計	76,977,400	361,900	77,339,300

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	373,829	0	373,829	0	0	0	0
2 総務費	9,265,171	0	9,265,171	0	0	0	0
3 民生費	26,614,617	0	26,614,617	0	0	0	0
4 衛生費	4,356,479	0	4,356,479	0	0	0	0
5 農林水産業費	2,874,844	361,900	3,236,744	275,044	78,100	0	8,756
6 商工費	2,358,514	0	2,358,514	0	0	0	0
7 土木費	6,337,183	0	6,337,183	0	0	0	0
8 消防費	2,839,320	0	2,839,320	0	0	0	0
9 教育費	8,202,638	0	8,202,638	0	0	0	0
10 災害復旧費	848,485	0	848,485	0	0	0	0
11 公債費	7,611,537	0	7,611,537	0	0	0	0
12 諸支出金	5,274,783	0	5,274,783	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳出合計	76,977,400	361,900	77,339,300	275,044	78,100	0	8,756

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	16,971,000	8,756	16,979,756	1 地方交付税	8,756	
計	16,971,000	8,756	16,979,756			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費県補助金	547,914	275,044	822,958	1 農業費補助金	275,044	土地改良施設突発事故復旧事業補助金(7.6/10)
計	1,684,275	275,044	1,959,319			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業債	183,500	78,100	261,600	1 農業債	78,100	土地改良施設突発事故復旧事業
計	11,729,400	78,100	11,807,500			

3. 歳出

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
8 農地費	1,283,872	361,900	1,645,772	275,044	78,100	0	8,756	14 工事請負費	361,900	土地改良施設突発事故復旧事業
計	2,295,517	361,900	2,657,417	275,044	78,100	0	8,756			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	46,218,129	49,108,863	10,589,900	4,103,237	55,595,526
(4) 農林水産業	2,538,686	2,723,496	261,600	253,332	2,731,764
補正されなかった 区分にかかると額	35,823,305	33,961,153	1,217,600	3,144,481	32,034,272
合 計	82,041,434	83,070,016	11,807,500	7,247,718	87,629,798

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和7年4月28日
八代市長 中村 博生

記

令和7年度八代市下水道事業会計補正予算（第1号）

令和 7 年 度

八代市下水道事業会計補正予算書

(第 1 号)

令和 7 年度 八代市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度八代市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度八代市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（6）主要な建設改良事業			
管渠施設整備費	1, 109, 505 千円	32, 698 千円	1, 142, 203 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 983, 201 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 983, 250 千円」に、「当年度利益剰余金処分量 98, 486 千円」を「当年度利益剰余金処分量 98, 535 千円」に改め、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		<u>収 入</u>	
第 1 款 資本的収入	2, 356, 406 千円	32, 649 千円	2, 389, 055 千円
第 1 項 企 業 債	1, 343, 700 千円	16, 300 千円	1, 360, 000 千円
第 1 項 補 助 金	787, 269 千円	16, 349 千円	803, 618 千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		支	出	
第1款 資本的支出	3,339,607千円	32,698千円		3,372,305千円
第1項 建設改良費	1,628,470千円	32,698千円		1,661,168千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	既決予定額	補正予定額			
公共下水道事業	1,332,100	1,348,400	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(利益剰余金の処分)

第6条 予算第10条中、「98,486千円」を「98,535千円」に改める。

令和7年4月28日 専決

八代市長 中村博生

下水道事業会計補正予算に関する説明書

令和7年度 八代市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的收入			2,356,406	32,649	2,389,055	
	1. 企業債		1,343,700	16,300	1,360,000	
		1. 企業債	1,343,700	16,300	1,360,000	
	2. 補助金		787,269	16,349	803,618	
		1. 国庫補助金	552,483	16,349	568,832	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,339,607	32,698	3,372,305	
	1. 建設改良費		1,628,470	32,698	1,661,168	
		1. 管渠施設整備費	1,109,505	32,698	1,142,203	

令和7年度 八代市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	314,457
減価償却費	2,014,137
貸倒引当金の増加額	908
賞与引当金の増加額	587
法定福利費引当金の増加額	84
長期前受金戻入額	△ 1,237,708
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	260,274
固定資産除却費	1,174
未収金の増加額	△ 1,240
未払金の減少額	△ 10,719
前払金の増減額	0
預り金の増減額	0
特定収入仮払消費税に係る調整額	△ 126,533
小計	1,215,420
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 260,274
業務活動によるキャッシュ・フロー	955,147

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,490,010
無形固定資産の取得による支出	12,824
国庫補助金等による収入	568,832
受益者負担金及び分担金による収入	55,905
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	404,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 448,131

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,360,000
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,710,137
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 350,137

IV 資金増加額(△は減少額)	156,879
V 資金期首残高	462,919
VI 資金期末残高	619,798

令和7年度 八代市下水道事業予定貸借対照表

(令 和 8 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

	千円	千円	千円	千円
(1) 有形固定資産				
イ. 土地		1,025,143		
ロ. 建物	2,027,243			
減価償却累計額	<u>△ 590,117</u>	1,437,126		
ハ. 構築物	56,281,608			
減価償却累計額	<u>△ 15,095,879</u>	41,185,729		
ニ. 機械及び装置	8,016,710			
減価償却累計額	<u>△ 3,654,293</u>	4,362,417		
ホ. 車両運搬具	4,378			
減価償却累計額	<u>△ 4,159</u>	219		
ヘ. 工具器具及び備品	20,897			
減価償却累計額	<u>△ 14,663</u>	6,234		
ト. 建設仮勘定		500,624		
有形固定資産合計			48,517,492	
(2) 無形固定資産				
イ. 施設利用権		736,720		
無形固定資産合計			736,720	
固定資産合計				49,254,212

2. 流動資産

(1) 現金預金		619,798	
(2) 未収金	208,639		
貸倒引当金	<u>△ 9,258</u>	199,381	
(3) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>819,179</u>
資産合計			<u>50,073,391</u>

負債の部**3. 固定負債**

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		19,479,315	
ロ. その他の企業債			
固定負債合計			19,479,315

4. 流動負債

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,707,667	
ロ. その他の企業債		0	
(2) 未払金		150,190	
(3) 前受金		3	
(4) 預り金		27	
(5) 引当金			
イ. 賞与引当金	9,896		
ロ. 法定福利費引当金	<u>2,023</u>		
引当金合計		<u>11,919</u>	
流動負債合計			1,869,806

5. 繰延収益

長期前受金
長期前受金収益化累計額
繰延収益合計
負債合計

34,853,390

△ 12,471,673

22,381,717

22,381,717

43,730,838

資本の部

6. 資本金

(1) 自己資本金

5,008,014

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

839,161

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処分利益剰余金

495,378

利益剰余金合計

495,378

剰余金合計

1,334,539

資本合計

6,342,553

負債資本合計

50,073,391

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1. 資本的収入 (項) 1. 企業債

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 企業債	千円 1,343,700	千円 16,300	千円 1,360,000	建設改良 企業債	千円 16,300	公共下水道事業債
計	1,343,700	16,300	1,360,000			

(款) 1. 資本的収入 (項) 2. 補助金

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 国庫補助金	千円 552,483	千円 16,349	千円 568,832	国庫補助金	千円 16,349	公共下水道
計	787,269	16,349	803,618			

支 出

(款) 1. 資本的支出 (項) 1. 建設改良費

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 管渠施設整備費	千円 1,109,505	千円 32,698	千円 1,142,203	委託料	千円 32,698	下水道管路全国特別重点調査委託料
計	1,628,470	32,698	1,661,168			

企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込に関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
公共下水道事業債	千円 21,604,155	千円 21,345,205	千円 1,348,400	千円 1,673,086	千円 21,020,519
農業集落排水 事業債	160,354	130,722	9,800	31,141	109,381
公共浄化槽等 整備推進事業債	63,054	61,079	1,800	5,797	57,082
災害復旧事業債	226	113	0	113	0
計	21,827,789	21,537,119	1,360,000	1,710,137	21,186,982

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 八代市管内宅地かさ上げ受託合併工事
- 2 工 事 場 所 八代市坂本町西鎌瀬地区外
- 3 契 約 金 額 226,807,310円
- 4 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局
契約担当官 九州地方整備局長 森田 康夫

令和7年6月2日提出
八代市長 中村 博生

(提案理由)

本市が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

市道路線の認定について

本市は、下記の路線を市道として認定するものとする。

記

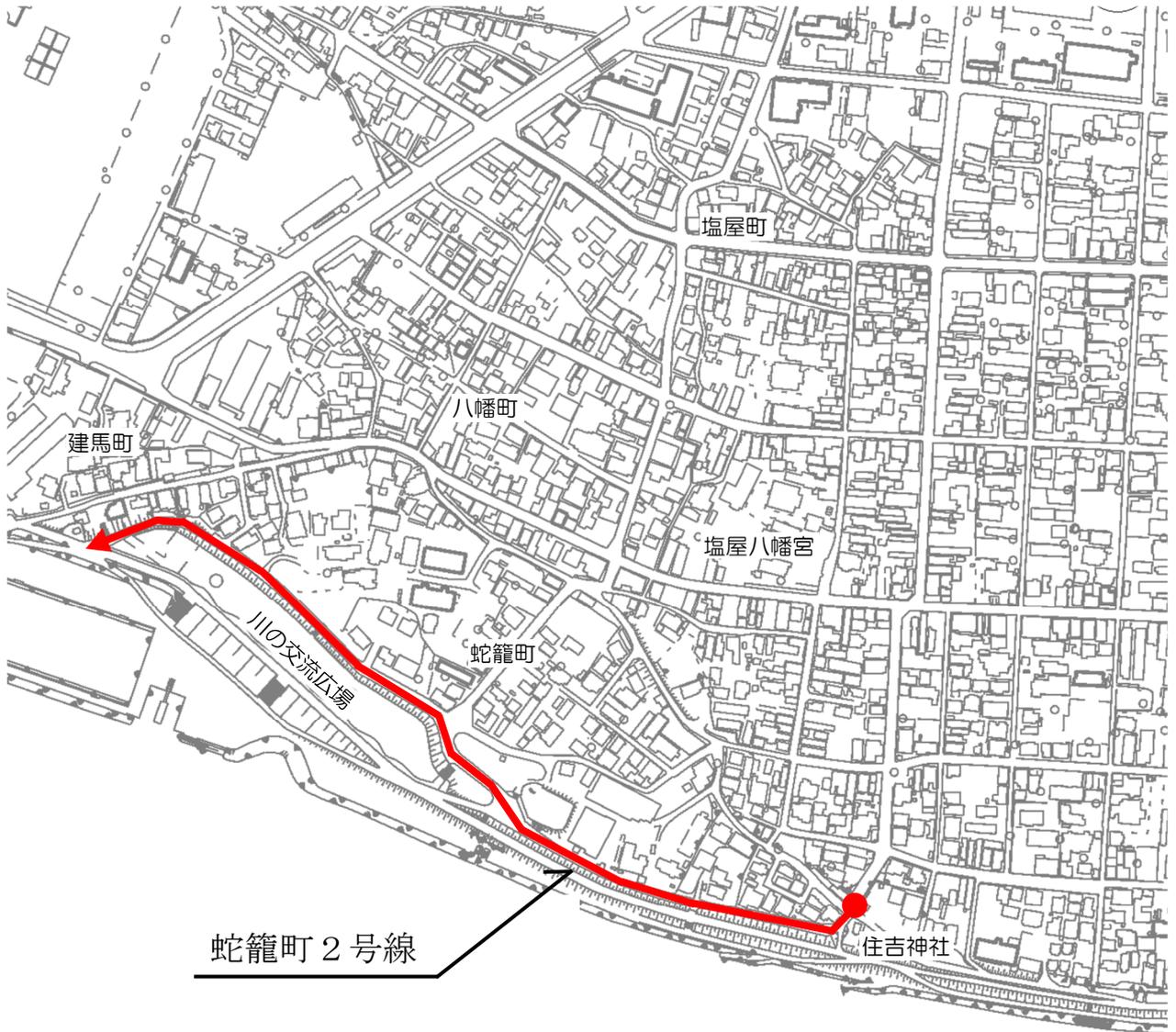
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2437	蛇籠町2号線	八代市蛇籠町壱号 18番6地先	八代市建馬町壱号 16番地先	なし

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

市道の認定については、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



あらたに生じた土地の確認について

八代市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

八代市港町 2 7 3 番、2 7 4 番、2 7 5 番及び 2 7 6 番地先公有水面埋立地

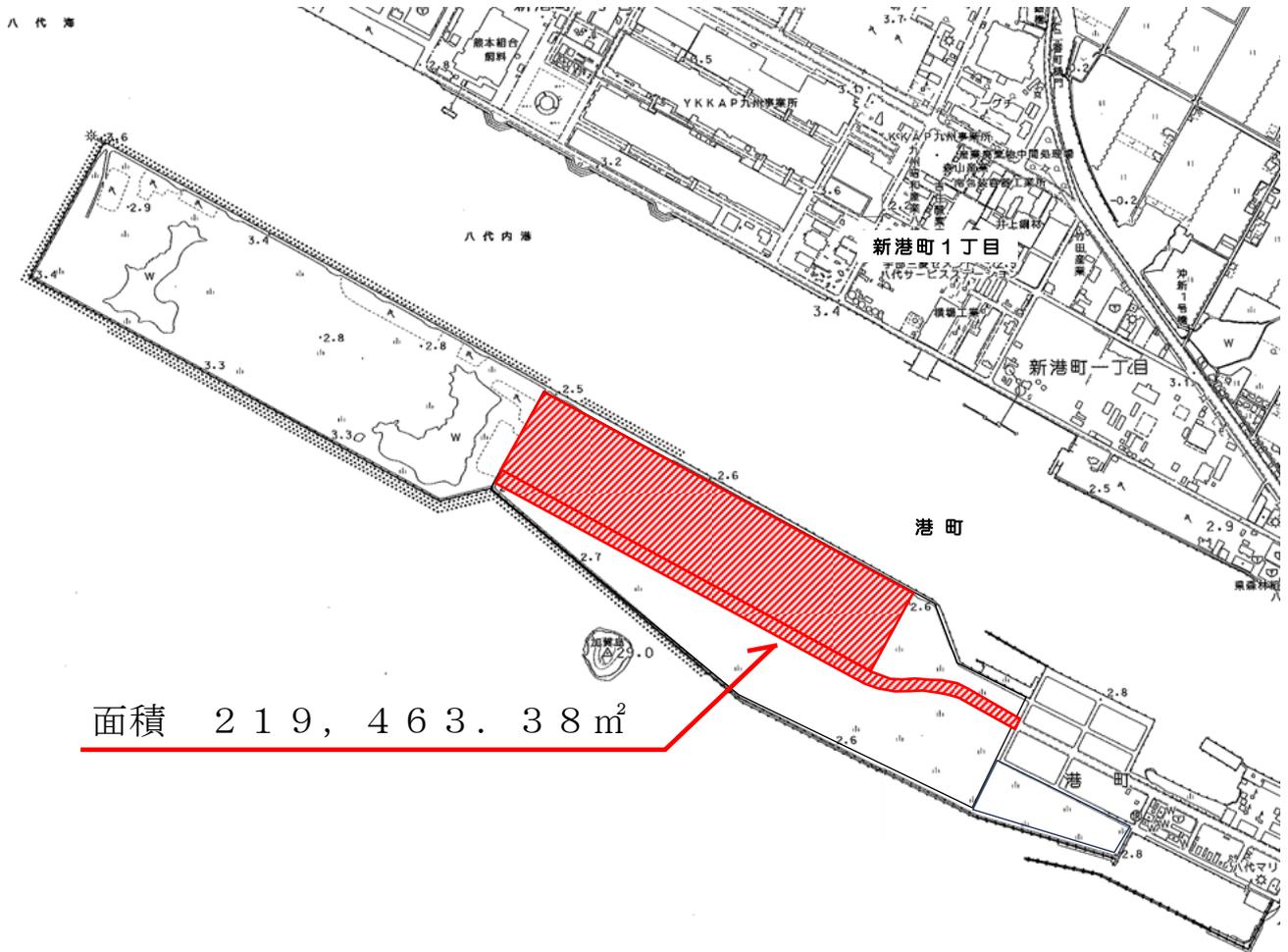
2 1 9 , 4 6 3 . 3 8 平方メートル

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

位置図



町区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、八代市の町区域を次のとおり変更するものとする。

あらたに生じた土地	編入する町
八代市港町 2 7 3 番、2 7 4 番、2 7 5 番及び 2 7 6 番地先公有水面埋立地 2 1 9 , 4 6 3 . 3 8 平方メートル	八 代 市 港 町

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

市の区域内の町区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月2日提出
八代市長 中村博生

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため所要の措置を講ずるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年八代市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条 任命権者は、八代市職員の育児休業等に関する条例（平成17年八代市条例第43号）第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 八代市職員の育児休業等に関する条例第30条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認

した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
(八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 八代市職員の育児休業等に関する条例(平成17年八代市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第22条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項中「勤務しない職員」を「勤務しない職員(非常勤職員を除く。)」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第25条を削り、第28条を第32条とし、第27条を第31条とし、第26条を第30条とし、同条の前に次の1条を加える。

(部分休業の承認の取消事由)

第29条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条を第28条とし、第23条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残

時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第25条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第27条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年八代市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)」に、「一部を」を「全部又は一部について」に、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「が配偶者」を「が要介護者(配偶者)」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」に、「いう。)の」を「いう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の」に改める。

第19条中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

(八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年八代市条例第260号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「子を」を「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)」を「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部について」に、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「が配偶者」を「が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下この項において同じ。)」の介護をするため、管理者が、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」に、「いう。)」の」を「いう。)」又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の」に改める。

第20条中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定(八代市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第16条第2項の改正規定(「一部を」を「全部又は一部について」に改める部分に限る。))を除く。)、第4条の規定(八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項の改正規定(「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部について」に改める部分に限る。))を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第1条の規定による改正後の八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第

19条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の八代市職員の育児休業等に関する条例第26条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

4 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(平成17年八代市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第18条」を「第21条」に改める。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

国民年金の年金額改定を受けて、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部が改正され、恩給改定率が改定されたことに伴い、恩給年額に準じて支給する退職年金等の額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改め、同項の表中「1, 163, 300円」を「1, 185, 900円」に、「872, 400円」を「889, 400円」に、「697, 900円」を「711, 500円」に、「583, 700円」を「595, 100円」に、「813, 400円」を「829, 200円」に、「610, 000円」を「621, 900円」に、「488, 000円」を「497, 500円」に、「415, 700円」を「423, 800円」に改め、同条第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（職権改定）

- 2 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が年金受給者の請求を待たずに行う。

八代市支所及び出張所設置条例の一部改正について

八代市支所及び出張所設置条例を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年6月2日提出
八代市長 中村博生

(提案理由)

泉支所の老朽化に伴い、同支所を八代市振興センターいずみ内に移転するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

八代市支所及び出張所設置条例（平成17年八代市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改め、同表泉支所の項中「3131番地」を「3188番地2」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第2条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年8月4日から施行する。

八代市市税条例の一部改正について

八代市市税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

熊本県税条例の一部改正に準じ、本市における身体障がい者に対する軽自動車税種別割の減免の対象を拡大するには、条例の改正が必要である。

八代市市税条例の一部を改正する条例

八代市市税条例（平成17年八代市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第90条第1項第1号を次のように改める。

(1) 身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で市長が認めるもの（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。以下この条において同じ。）であって、次に掲げるもの（1台に限る。）

ア 当該身体障害者等が運転する軽自動車等

イ 当該身体障害者等のために、当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する軽自動車等

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下このウにおいて同じ。）のために、当該身体障害者等を常時介護する者が運転する軽自動車等

第90条第2項中「身体障害者若しくは」を「身体障害者等若しくは」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

八代市下水道条例等の一部改正について

八代市下水道条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

災害その他の非常の場合における排水設備の新設等の工事について、他の市町村長の指定を受けた者が行うことを可能とするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市下水道条例等の一部を改正する条例

(八代市下水道条例の一部改正)

第1条 八代市下水道条例(平成17年八代市条例第227号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「(規則で定める軽微な工事を除く。)は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第6条第4項中「その他」を「前3項に規定するもののほか、」に改める。

(八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 八代市農業集落排水処理施設条例(平成17年八代市条例第143号)の一部を次のように改正する。

第9条中「工事は」を「工事は、次に掲げる工事を除き」に、「もの(以下「指定工事店」という。)」を「者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

(八代市公共浄化槽条例の一部改正)

第3条 八代市公共浄化槽条例(平成17年八代市条例第199号)の一部を次のように改正する。

第10条中「工事は」を「工事は、次に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 規則で定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市立幼稚園条例の一部改正について

八代市立幼稚園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

八代市立幼稚園の 6 園全てを閉園し、新たな 2 園に再編するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市立幼稚園条例の一部を改正する条例

八代市立幼稚園条例（平成17年八代市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
八代市立にじいろ幼稚園	八代市上日置町2161番地
八代市立あおぞら幼稚園	八代市永碓町741番地

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

